第十九条第一項中「土地・水資源局、河川局」を「土地・建設産業局、水管理・国土保全局」に改め、「鉄道局」の下に「、自動車局」を加える。

第二十条の見出し及び同条第一項中「運輸安全政策審議官」を「危機管理・運輸安全政策審議官」に改め、同条第五項中「運輸安全政策審議官」を「危機管理・運輸安全政策審議官」に、「運輸の」を「危機管理及び運輸の」に改める。

第二十一条第一項中「十五人」を「十八人」に改める。

第二十二条第一項中「監察官一人」の下に「、危機管理官一人」を加える。

第二十七条第五号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改める。

第三十条第二号中「総合政策局」の下に「及び土地・建設産業局」を加える。

第三十一条の二を次のように改める。

（危機管理官の職務）

第三十一条の二　危機管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること（水管理・国土保全局及び運輸安全監理官の所掌に属するものを除く。）。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（運輸安全監理官の職務）

第三十一条の三　運輸安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関すること。

二　国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関すること。

三　国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する事務の総括に関すること。

第三十六条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「次の十四課」を「公共交通政策部に置くもののほか、次の十三課及び参事官二人」に、「交通計画課」を「官民連携政策課」に、「建設業課」を「物流政策課」に、「建設市場整備課」を「公共事業企画調整課」に、「建設施工企画課」を「技術政策課」に、「不動産業課」を「国際政策課」に、「技術安全課」を「海外プロジェクト推進課」に改め、「情報安全・調査課」を削り、同条に次の一項を加える。

2　公共交通政策部に、次の二課及び参事官一人を置く。

交通計画課

交通支援課

第三十七条中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同条第九号中「技術安全課」を「大臣官房」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第六号とし、第十四号から第十七号までを七号ずつ繰り上げる。

第三十八条第二号中「こと」の下に「（官民連携政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号を削る。

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

（官民連携政策課の所掌事務）

第四十二条　官民連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二　官民の連携による社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること。

（物流政策課の所掌事務）

第四十三条　物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

三　農村地域工業等導入促進法第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。

四　中心市街地の活性化に関する法律第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

五　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

六　貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

七　石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

八　貨物自動車ターミナルに関すること。

九　貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第四十四条　削除

第四十五条（見出しを含む。）中「建設施工企画課」を「公共事業企画調整課」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号中「（昭和二十四年法律第百号）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。

第四十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「施工方法」を「施行の合理化のための方策」に、「こと」を「こと（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関すること。

第四十六条から第四十九条までを削る。

第五十条（見出しを含む。）中「技術安全課」を「技術政策課」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条を第四十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

（国際政策課の所掌事務）

第四十七条　国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策の調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関するものの取りまとめに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌に属する国際関係事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（海外プロジェクト推進課の所掌事務）

第四十八条　海外プロジェクト推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。